

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者選挙に関する細則

細則第2号
2015年11月14日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）役員候補者及び役員選出に関する規則に基づき、役員候補者選挙に関する事項を定めることを目的とする。

(選挙人名簿)

第2条 事務局は役員改選の都度、選挙人名簿を作成しなければならない。

2 選挙人名簿に登載される選挙人は、役員改選が行われる年の4月30日現在の正会員とする。

(選挙運動)

第3条 選挙運動は、本会の正会員に限るものとする。また、その方法等については、公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」及び「社会福祉士の行動規範」を鑑み、社会福祉士として良識ある運動をするものとする。

2 選挙運動について、次に掲げる行為は厳に慎むものとする。

- (1) 金銭や贈物を授受（飲食物の提供を含む）すること
- (2) 他者の投票用紙を集め、また他者の投票用紙を用いて投票すること
- (3) その他、選挙管理委員会が指定した行為

(選挙運動期間)

第4条 選挙運動期間は、候補者の届出を受理された日から選挙の期日（総会）の前日までとする。

(投票用紙等)

第5条 選挙に関する投票用紙等は、次のとおりとする。

- (1) 投票用紙
 - (2) 内封筒
 - (3) 返信用封筒
- 2 投票用紙等は期日前投票が始まるまでに、選挙人名簿に登載された選挙人に郵送する。
- 3 投票用紙等の様式は、別に定める。

(投票方法)

第6条 投票方法は、候補者名を記載した投票用紙を内封筒に入れ、同内封筒を返信用封筒に入れて投票する。

(投票の種類)

第7条 投票の種類は、期日前投票及び当日投票とする。

- 2 期日前投票は、郵送による投票とし、投票期間は選挙管理委員会が指定した期間とする。
- 3 当日投票は、総会開催当日の投票とし、選挙管理委員会が指定した時間、場所において、あらかじめ送付された投票用紙等を持参して投票する。ただし、投票用紙等を持参しなかった者は、会員証や運転免許証等による本人確認及び期日前投票の無の確認を受けた後、再交付された投票用紙に候補者名を記載し、同投票用紙を内封筒に入れて投票する。

(開票)

第8条 開票については、選挙管理委員会により決定され、理事会に報告された方法により実施する。

- 2 開票に関する選挙管理委員会の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 投票用紙に書かれた氏名の判別
 - (2) 投票用紙に書かれた氏名の有効性の判別
 - (3) 期日前投票の消印日の判別
 - (4) 開票、集計及び候補者の確定
 - (5) その他、開票作業時において必要と判断し、理事会の承認を得た内容

(無効票)

第9条 次の場合は無効票とする。

- (1) 1枚の投票用紙に2名以上の氏名が記載されたもの
- (2) 返信用封筒に投票用紙が2枚以上同封されたもの
- (3) 候補者以外の氏名が記載されたもの
- (4) 候補者以外の事が記載されたもの
- (5) 選挙管理委員会において、判読不可能と判断したもの
- (6) 期日前投票の場合、消印のないもの及び期間が過ぎたもの
- (7) その他、選挙管理委員会が無効と判断したもの

(立会演説会及び選挙公報)

第10条 立会演説会は、本会の総会の場において行う。また、選挙公報は、本会会員機関紙で行う。

(その他)

第 1 1 条 選挙開票事務を円滑かつ公平に進めるため、本会事務局長を特別選挙管理委員に任命する。ただし、選挙管理委員長は兼務できないものとする。

2 その他、この細則により解決できないものについては、理事会の定めるところによるものとする。

附 則

1 この細則は、2015年11月14日から施行する。

2 この細則は、2022年6月25日から改正施行する。